

国民健康保険に加入する場合

Q. 会社をやめたのですが、国民健康保険の加入手続きはどうすればいいですか？

A. 他の健康保険の資格を喪失したときは、14日以内に市役所国保年金課（1階6番窓口）または希望の郷交流センター出張所で手続きをしてください。

必要なもの（3点）

- ① 今まで加入していた健康保険を喪失したことがわかるもの
（資格喪失証明書、退職証明書、離職票、マイナポータルの保険証画面等）
- ② 来庁するかたの本人確認ができるもの（免許証・パスポートなど）
- ③ 個人番号（マイナンバー）のわかるもの

※ 国民健康保険の加入日は、国保資格が発生した日（他の保険を離脱した日）です。
窓口で届出をした日ではありません。

- 会社を退職したかたについて、今までの健康保険を継続できる場合があります（社会保険の任意継続）。
詳細は、勤務先または加入中の健康保険組合にお問い合わせください。
- 職場の健康保険に加入されているご家族がいる場合、扶養家族としてその健康保険に加入できる場合があります。詳細はご家族の勤務先にお問い合わせください。
- 会社の倒産や解雇等、非自発的理由で失業された場合、申請により国民健康保険税が軽減されることがあります。詳細は国保年金課保険税係までお問い合わせください。

